住所　沖縄県中頭郡西原町字与那城275番地３
ホ・イヒン・ヤン・レイ　昭和38年12月25日生
ナンシー・ベアトリス・オキ・チネン・デ・ヤン　昭和42年６月28日生
ルイス・ヱドゥアルド・ヤン・オキ　平成８年11月７日生
ルイス・マルティン・ヤン・オキ　平成８年11月７日生
ホセ・マサキ・ヤン・オキ　平成13年３月16日生
住所　東京都荒川区西日暮里１丁目27番10号
劉毅　昭和56年３月26日生
住所　川崎市幸区戸手４丁目８番８号
林述傑　昭和44年１月19日生
晏秋　昭和45年１月14日生
林美雪　平成７年４月19日生
林沢英　平成８年６月26日生
林美嘉　平成14年３月26日生
林沢裕　平成22年７月27日生
住所　岩手県九戸郡洋野町種市第39地割62番地２
紀卓𡍮　昭和54年１月29日生
住所　東京都多摩市永山４丁目４番地
林相吉　昭和51年３月８日生
住所　千葉市中央区登戸３丁目６番17―108号
ファビオ・ケンジ・スズキ　昭和60年10月20日生
住所　大阪市中央区谷町６丁目４番６号
許能裕　平成元年12月31日生
住所　大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―1301号
林宝英　昭和58年４月25日生
住所　茨城県水戸市住吉町76番地６
ﾓｽﾄﾚﾘｰﾀ・パグタクハン・トビタ　昭和40年10月６日生
ジョアナ・マリー・パグタクハン・ゴー　昭和63年１月17日生
住所　東京都荒川区東日暮里３丁目38番15号
玄美惠　昭和47年８月23日生
住所　東京都葛飾区西新小岩４丁目19番15号
モハマヅ・カマル・ホサイン　昭和56年７月１日生
住所　東京都武蔵村山市神明２丁目24番地16
鄭康幸　昭和40年６月16日生
住所　奈良県宇陀市榛原天満台西３丁目27番２
金聖子　昭和57年９月７日生
住所　島根県安来市黒井田町200番地125
金美惠　昭和39年10月７日生
住所　和歌山県田辺市本宮町本宮814番地
プー・ヅルジ・シェルパ　昭和45年７月13日生
住所　埼玉県戸田市大字上戸田５番地１
魯琳　昭和53年８月10日生
住所　埼玉県熊谷市小曽根385番地13
ファム・ティ・レ・フン　昭和61年10月23日生
ファム・ミン・ヒョウ　平成２年10月22日生
住所　千葉県佐倉市西志津２丁目12番１―107号
呉晶女　昭和39年７月15日生
住所　大阪府八尾市久宝寺５丁目２番21号
金成弘　昭和36年５月31日生
文定惠　昭和36年10月11日生
金里咲　平成８年５月16日生
金梨央　平成10年６月９日生
住所　川崎市高津区千年新町30番地
唐元俊　昭和42年５月11日生
寧致遠　平成13年３月23日生
寧莉奈　平成17年６月28日生
住所　東京都台東区下谷１丁目10番５―805号
朴健　昭和39年２月17日生
住所　大阪市旭区赤川２丁目７番20―918号
朴聖美　昭和33年12月28日生
鄭稜　平成２年12月17日生
住所　大阪府八尾市萱振町４丁目36番地１
陳誠　昭和54年１月９日生
韓譯惠　昭和55年１月21日生
陳桃羽　平成20年８月22日生
陳真羽　平成23年４月４日生
住所　千葉市若葉区みつわ台４丁目22番１号
マルコ・ジェオヴァン・アシス・パビア　平成９年６月３日生
住所　東京都港区芝浦４丁目10番１―3803号
馮要清　昭和48年９月14日生
住所　広島県呉市郷原学びの丘２丁目８番７号
ジョン・ヒル・メルガレホ・ユパン　昭和48年５月15日生
住所　東京都府中市四谷４丁目32番地41
孫晶　昭和51年12月18日生
住所　愛知県岡崎市井田町字茨坪34番地75
劉宏軍　昭和47年11月６日生
住所　名古屋市昭和区川名山町１丁目78番地２
許明惠　昭和53年10月31日生
住所　名古屋市西区山木１丁目212番地
李陽子　昭和12年８月29日生
住所　静岡市葵区美川町９番９号
南幸人　昭和37年１月28日生
慶静保　昭和38年９月23日生
南玲奈　平成６年８月８日生
住所　東京都世田谷区等々力２丁目39番21号
南裕太　平成４年１月11日生
住所　川崎市川崎区日ノ出２丁目９番15―101号
朴百世　昭和59年10月９日生
住所　兵庫県尼崎市大庄中通１丁目14番地
全米子　昭和20年６月10日生
住所　兵庫県尼崎市浜田町４丁目２番地５
金雅美　昭和44年７月23日生

○厚生労働省告示第四百二十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月九日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

下表の上欄中「市町村地域包括ケア推進事業」の下に「、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（市町村に係るものに限る。）、市町村認知症施策総合推進事業、市民後見推進事業及び二十四時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業」を加える。

○農林水産省告示第二千二百二十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十三年十一月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号（昭和四十一年七月二十九日付農林省告示第七百九十九号）を結んだ線、標柱二号と標柱三号を結んだ線及び標柱一号と標柱三号を結んだ線に囲まれた区域

高知県長岡郡大豊町岩原

字シヲウリ六二番一　標柱一号
字ノダクノ上二八七番三　標柱二号
字ホドノ岡道上二三三〇番一　標柱三号

○農林水産省告示第二千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町元藤川字安川東九七五五・字用留の内栗生九七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定施業要件

(一)　保安林の目的　水源のかん養

(二)　保安林の区域　次のとおりとする。

(1)　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字イハヤシ一五四九・一七〇二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七〇二の二、一七〇三の三、一七〇三の四・一七〇三の一から一七〇三の三まで、一七〇三の一、一七〇三の二、一七〇三の四・一七〇三の一から一七〇三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四五の三

(2)　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字イハヤシ一七〇三の一・一七四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(3)　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字イハヤシ一七〇三の一・一七四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

三　保安林の指定施業要件

(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字イハヤシ一五四九・一七〇二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七〇二の二、一七〇三の三、一七〇三の四・一七〇三の一から一七〇三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四五の三

(二)　指定施業要件

1　指定の目的　土砂の流出の防備

2　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

(2)　伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村における標準伐期齢以上のものとする。

(4)　立木の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字イハヤシ一五四九・一七〇二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七〇二の二、一七〇三の三、一七〇三の四・一七〇三の一から一七〇三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四五の三

(二)　指定施業要件

1　指定の目的　土砂の崩壊の防備

2　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

(2)(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村における標準伐期齢以上のものとする。

(2)　伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村における標準伐期齢以上のものとする。

(4)　立木の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

(3)　立木の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

3　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字イハヤシ一五四九・一七〇二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七〇二の二、一七〇三の三、一七〇三の四・一七〇三の一から一七〇三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四五の三

(二)　指定施業要件

1　指定の目的　土砂の流出